

# 手数料額計算書の記載例

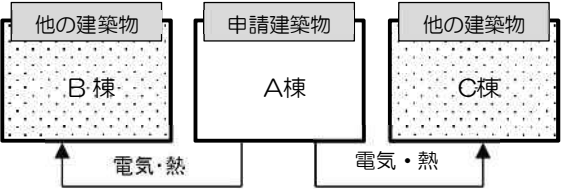

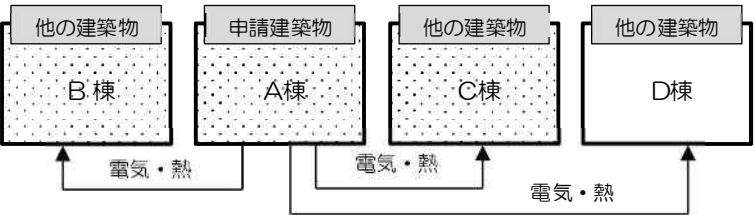
## (複数建築物に係る性能向上計画認定)

※複数建築物に係る性能向上計画認定において想定される申請イメージ  
(適合証有の場合)

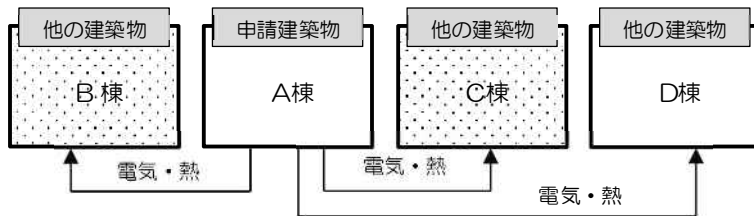
建築物名	分類	建物概要
A棟	申請建築物	面積13,000㎡、非住宅(事務所)
B棟	他の建築物	面積9,000㎡、非住宅(ホテル)
C棟	他の建築物	面積8,000㎡、住宅(共同住宅)
D棟	他の建築物	面積6,000㎡、非住宅(店舗)

ケース	計画概要
ケース①	A棟、B棟、C棟 新築
ケース②	A棟 計画変更
ケース③	A棟、C棟 計画変更
ケース④	D棟 追加
ケース⑤	A棟 計画変更、D棟 追加

条件	認定手数料算定	手数料額計算書
<p>ケース①【A棟、B棟、C棟 新築】</p>	<p>A棟 手数料別表三 三の(一)の(2)の□(□) (非住宅部分10,000㎡～25,000㎡)  ① 161,000円</p> <p>B棟 手数料別表三 三の(一)の(2)の□(□) (非住宅部分5,000㎡～10,000㎡)  ② 128,000円</p> <p>C棟 手数料別表三 三の(一)の(2)の□(イ) (住宅部分5,000㎡～)  ③ 81,000円</p> <p>①+②+③=370,000円</p> <p>※備考九適用</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>手数料額計算書</p> <p>ケース①</p> </div>

<p>ケース②【A棟 計画変更】</p> 	<p>A棟 手数料別表三 四の(一)の(2)の□(□) (非住宅部分10,000～ 25,000㎡)</p> <p>① 113,000円</p> <p>B棟 ② _____ 0円</p> <p>C棟 ③ _____ 0円</p> <p>①+②+③=113,000円</p> <p><b>※備考十適用</b></p>	<p>手数料額 計算書</p> <p>ケース②</p>
<p>ケース③【A棟、C棟 計画変更】</p> 	<p>A棟 手数料別表三 四の(一)の(2)の□(□) (非住宅部分10,000～ 25,000㎡)</p> <p>① 113,000円</p> <p>B棟 ② _____ 0円</p> <p>C棟 手数料別表三 四の(一)の(2)の□(イ) (住宅部分5,000㎡～)</p> <p>③ 57,000円</p> <p>①+②+③=170,000円</p> <p><b>※備考十適用</b></p>	<p>手数料額 計算書</p> <p>ケース③</p>
<p>ケース④【D棟 追加】</p> 	<p>A棟 ① _____ 0円</p> <p>B棟 ② _____ 0円</p> <p>C棟 ③ _____ 0円</p> <p>D棟 手数料別表三 三の(一)の(2)の□(□) (非住宅部分5,000～ 10,000㎡)</p> <p>④ 128,000円</p> <p>①+②+③+④= 128,000円</p> <p><b>※備考十適用</b></p>	<p>手数料額 計算書</p> <p>ケース④</p>

ケース⑤【D棟 追加、A棟 計画変更】



A棟  
手数料別表三  
四の(一)の(2)の□(□)  
(非住宅部分10,000~  
25,000㎡)

① 113,000円

B棟  
② 0円

C棟  
③ 0円


D棟  
手数料別表三  
三の(一)の(2)の□(□)  
(非住宅部分5,000~  
10,000㎡)

④ 128,000円

①+②+③+④=  
241,000円

※備考十適用

手数料額  
計算書  
ケース⑤

 : 対象外建築物

# ケース①（手数料額計算書）

第1号様式の4（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書  
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲            建築物全体（複数建築物の認定）

2 計画の評価方法                    非住宅部分：  
(該当する□にレを記入)           □ モデル建物法   □ 標準入力法等

3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分の 共用部分の 床面積を 除く場合は □にレを記 入)	住宅部分の 床面積の合 計  □共用部分 を除く	別表 三の三の(一)の (2)の口の(イ)  円(a)	別表 三の三の(二)の (2)の口の(イ)  円(A)
	非住宅部分 の床面積の 合計	13,000 m <sup>2</sup> 161,000 円(b)	円(B)
	合計	13,000 m <sup>2</sup> (a) + (b) 161,000 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計	17,000 m <sup>2</sup> (c) 209,000 円	(C) 円
合計		370,000 円	

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。
- 金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

# ケース①（手数料額計算書）

別紙

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物 <sub>1</sub> (住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入)	住宅部分の床 面積の合計	別表 三の三の(一)の (2)の口の(イ)  円(a)	別表 三の三の(二)の (2)の口の(イ)  円(A)
	□共用部分を 除く	m <sup>2</sup>	
	非住宅部分の 床面積の合計	9,000m <sup>2</sup> 128,000 円(b)	別表 三の三の(二)の (2)の口の(ロ)  円(B)
小計	9,000m <sup>2</sup> 128,000円	(a) + (b)	(A) + (B) 円
他の建築物 <sub>2</sub> (住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入)	住宅部分の床 面積の合計	別表 三の三の(一)の (2)の口の(イ)  円(a)	別表 三の三の(二)の (2)の口の(イ)  円(A)
	□共用部分を 除く	8,000m <sup>2</sup>	
	非住宅部分の 床面積の合計	m <sup>2</sup> 円(b)	別表 三の三の(二)の (2)の口の(ロ)  円(B)
小計	8,000m <sup>2</sup> 81,000円	(a) + (b)	(A) + (B) 円
他の建築物 <sub>3</sub> (住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入)	住宅部分の床 面積の合計	別表 三の三の(一)の (2)の口の(イ)  円(a)	別表 三の三の(二)の (2)の口の(イ)  円(A)
	□共用部分を 除く	m <sup>2</sup>	
	非住宅部分の 床面積の合計	m <sup>2</sup> 円(b)	別表 三の三の(二)の (2)の口の(ロ)  円(B)
小計	m <sup>2</sup> 円	(a) + (b)	(A) + (B) 円
他の建築物	合計	209,000 円(c)	円(C)

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

(日本産業規格A列4番)

# ケース②（手数料額計算書）

第2号様式の2（第7条関係）

計画変更認定申請

## 手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 非住宅部分：  
（該当する□にレを記入） □ モデル建物法 □ 標準入力法等

### 3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 （住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入）	住宅部分の 床面積の合 計		別表 三の四の(一)の (2)のロの(イ)	別表 三の四の(二)の (2)のロの(イ)
	□共用部分 を除く	m <sup>2</sup>	円(a <sup>〓</sup> )	円(A <sup>〓</sup> )
	非住宅部分 の床面積の 合計	13,000 m <sup>2</sup>	113,000 円(b <sup>〓</sup> )	円(B <sup>〓</sup> )
	合計	13,000 m <sup>2</sup>	(a <sup>〓</sup> ) + (b <sup>〓</sup> ) 113,000 円	(A <sup>〓</sup> ) + (B <sup>〓</sup> ) 円
他の建築物	合計	m <sup>2</sup>	(c <sup>〓</sup> ) 円	(C <sup>〓</sup> ) 円

合計 113,000 円

#### (注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 金額(c<sup>〓</sup>)及び(C<sup>〓</sup>)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

# ケース③（手数料額計算書）

# ケース③（手数料額計算書）

第2号様式の2（第7条関係）

別紙

計画変更認定申請

手数料額計算書  
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）

2 計画の評価方法 非住宅部分：  
(該当する□にレを記入)  モデル建物法  標準入力法等

3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(イ) 円(a <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口のイ 円(A <sup>レ</sup> )
	□共用部分を除く	m <sup>2</sup>	
	非住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(ロ) 13,000 m <sup>2</sup> 113,000 円(b <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(ロ) 円(B <sup>レ</sup> )
	合計	13,000 m <sup>2</sup> (a <sup>レ</sup> ) + (b <sup>レ</sup> ) 113,000 円	(A <sup>レ</sup> ) + (B <sup>レ</sup> ) 円
他の建築物	合計	8,000 m <sup>2</sup> (c <sup>レ</sup> ) 57,000 円	(C <sup>レ</sup> ) 円
合計		170,000 円	

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。
- 金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物 <sub>1</sub> (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(イ) 57,000 円(a <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(イ) 円(A <sup>レ</sup> )
	□共用部分を除く	8,000m <sup>2</sup>	
	非住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(ロ) 円(b <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(ロ) 円(B <sup>レ</sup> )
	小計	8,000m <sup>2</sup> (a <sup>レ</sup> ) + (b <sup>レ</sup> ) 57,000 円	(A <sup>レ</sup> ) + (B <sup>レ</sup> ) 円
他の建築物 <sub>2</sub> (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(イ) 円(a <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(イ) 円(A <sup>レ</sup> )
	□共用部分を除く	m <sup>2</sup>	
	非住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(ロ) 円(b <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(ロ) 円(B <sup>レ</sup> )
	小計	m <sup>2</sup> (a <sup>レ</sup> ) + (b <sup>レ</sup> ) 円	(A <sup>レ</sup> ) + (B <sup>レ</sup> ) 円
他の建築物 <sub>3</sub> (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(イ) 円(a <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(イ) 円(A <sup>レ</sup> )
	□共用部分を除く	m <sup>2</sup>	
	非住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(ロ) 円(b <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(ロ) 円(B <sup>レ</sup> )
	小計	m <sup>2</sup> (a <sup>レ</sup> ) + (b <sup>レ</sup> ) 円	(A <sup>レ</sup> ) + (B <sup>レ</sup> ) 円
他の建築物	合計	57,000 円(c <sup>レ</sup> )	円(C <sup>レ</sup> )

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表三の三に規定する額とする。

(日本産業規格A列4番)

# ケース④（手数料額計算書）

# ケース④（手数料額計算書）

第2号様式の2（第7条関係）

別紙

計画変更認定申請

手数料額計算書  
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）

2 計画の評価方法 非住宅部分：  
(該当する□にレを記入)  モデル建物法  標準入力法等

3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分の 共用部分の 床面積を 除く場合は □にレを記 入)	住宅部分の 床面積の合 計	別表 三の四の(一)の (2)の口の(イ)  m <sup>2</sup> 円(a <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の (2)の口の(イ)  円(A <sup>レ</sup> )
	□共用部分 を除く		
	非住宅部分 の床面積の 合計	別表 三の四の(一)の (2)の口の(ロ)  m <sup>2</sup> 円(b <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の (2)の口の(ロ)  円(B <sup>レ</sup> )
	合計	(a <sup>レ</sup> ) + (b <sup>レ</sup> ) m <sup>2</sup> 円	(A <sup>レ</sup> ) + (B <sup>レ</sup> ) 円
他の建築物	合計	6,000 m <sup>2</sup> 128,000 円	(c <sup>レ</sup> ) 円

合計 128,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。
- 金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物 <sub>1</sub> (住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入)	住宅部分の床 面積の合計	別表 三の四の(一)の (2)の口の(イ)  m <sup>2</sup> 円(a <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の (2)の口の(イ)  円(A <sup>レ</sup> )
	□共用部分 を除く		
	非住宅部分の 床面積の合計	別表 三の四の(一)の (2)の口の(ロ)  6,000m <sup>2</sup> 128,000 円(b <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の (2)の口の(ロ)  円(B <sup>レ</sup> )
	小計	(a <sup>レ</sup> ) + (b <sup>レ</sup> ) 6,000m <sup>2</sup> 128,000 円	(A <sup>レ</sup> ) + (B <sup>レ</sup> ) 円
他の建築物 <sub>2</sub> (住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入)	住宅部分の床 面積の合計	別表 三の四の(一)の (2)の口の(イ)  m <sup>2</sup> 円(a <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の (2)の口の(イ)  円(A <sup>レ</sup> )
	□共用部分 を除く		
	非住宅部分の 床面積の合計	別表 三の四の(一)の (2)の口の(ロ)  m <sup>2</sup> 円(b <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の (2)の口の(ロ)  円(B <sup>レ</sup> )
	小計	(a <sup>レ</sup> ) + (b <sup>レ</sup> ) m <sup>2</sup> 円	(A <sup>レ</sup> ) + (B <sup>レ</sup> ) 円
他の建築物 <sub>3</sub> (住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入)	住宅部分の床 面積の合計	別表 三の四の(一)の (2)の口の(イ)  m <sup>2</sup> 円(a <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の (2)の口の(イ)  円(A <sup>レ</sup> )
	□共用部分 を除く		
	非住宅部分の 床面積の合計	別表 三の四の(一)の (2)の口の(ロ)  m <sup>2</sup> 円(b <sup>レ</sup> )	別表 三の四の(二)の (2)の口の(ロ)  円(B <sup>レ</sup> )
	小計	(a <sup>レ</sup> ) + (b <sup>レ</sup> ) m <sup>2</sup> 円	(A <sup>レ</sup> ) + (B <sup>レ</sup> ) 円
他の建築物	合計	128,000 円(c <sup>レ</sup> )	円(C <sup>レ</sup> )

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表三の三に規定する額とする。

(日本産業規格A列4番)

# ケース⑤（手数料額計算書）

第2号様式の2（第7条関係）

計画変更認定申請

手数料額計算書  
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）

2 計画の評価方法 非住宅部分：  
(該当する□にレを記入)  モデル建物法  標準入力法等

3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計 <input type="checkbox"/> 共用部分を除く	別表 三の四の(一)の(2)の口の(イ) 円(a <sup>〓</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(イ) 円(A <sup>〓</sup> )
	非住宅部分の床面積の合計	13,000 m <sup>2</sup> 113,000 円(b <sup>〓</sup> )	円(B <sup>〓</sup> )
	合計	13,000 m <sup>2</sup> (a <sup>〓</sup> ) + (b <sup>〓</sup> ) 113,000 円	円 (A <sup>〓</sup> ) + (B <sup>〓</sup> )
他の建築物	合計	6,000 m <sup>2</sup> (c <sup>〓</sup> ) 128,000 円	円 (C <sup>〓</sup> )
合計		241,000 円	

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 金額(c<sup>〓</sup>)及び(C<sup>〓</sup>)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

# ケース⑤（手数料額計算書）

別紙

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物 <sub>1</sub> (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(イ) 円(a <sup>〓</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(イ) 円(A <sup>〓</sup> )
	<input type="checkbox"/> 共用部分を除く	m <sup>2</sup>	円(A <sup>〓</sup> )
	非住宅部分の床面積の合計	6,000m <sup>2</sup> 128,000 円(b <sup>〓</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(ロ) 円(B <sup>〓</sup> )
小計	6,000m <sup>2</sup>	(a <sup>〓</sup> ) + (b <sup>〓</sup> ) 128,000 円	(A <sup>〓</sup> ) + (B <sup>〓</sup> ) 円
他の建築物 <sub>2</sub> (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(イ) 円(a <sup>〓</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(イ) 円(A <sup>〓</sup> )
	<input type="checkbox"/> 共用部分を除く	m <sup>2</sup>	円(A <sup>〓</sup> )
	非住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(ロ) 円(b <sup>〓</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(ロ) 円(B <sup>〓</sup> )
小計	m <sup>2</sup>	(a <sup>〓</sup> ) + (b <sup>〓</sup> ) 円	(A <sup>〓</sup> ) + (B <sup>〓</sup> ) 円
他の建築物 <sub>3</sub> (住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入)	住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(イ) 円(a <sup>〓</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(イ) 円(A <sup>〓</sup> )
	<input type="checkbox"/> 共用部分を除く	m <sup>2</sup>	円(A <sup>〓</sup> )
	非住宅部分の床面積の合計	別表 三の四の(一)の(2)の口の(ロ) 円(b <sup>〓</sup> )	別表 三の四の(二)の(2)の口の(ロ) 円(B <sup>〓</sup> )
小計	m <sup>2</sup>	(a <sup>〓</sup> ) + (b <sup>〓</sup> ) 円	(A <sup>〓</sup> ) + (B <sup>〓</sup> ) 円
他の建築物	合計	128,000 円(c <sup>〓</sup> )	円(C <sup>〓</sup> )

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表三の三に規定する額とする。

(日本産業規格A列4番)



三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料(ケース①～⑤に係る箇所を抜粋)

事務	名称及び額		徴収時期
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同款一の二の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数を加えた額)に相当する額を加えた額)</p>		計画提出又は計画通知のとき。
三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として知事が定めるものが提出された場合	(2) (1)以外の建築物の申請の場合	<p>(イ) 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)</p> <p>当該部分の床面積の合計が<b>五千平方メートル</b>以上のもの (ケース①) 八万一千円</p> <p>当該部分の床面積の合計が<b>五千平方メートル</b>以上<b>一万平方メートル</b>未満のもの (ケース①、④、⑤) 十二万八千円</p> <p>当該部分の床面積の合計が<b>一万平方メートル</b>以上<b>二万五千平方メートル</b>未満のもの (ケース①) 十六万一千円</p>
四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として知事が定めるものが提出された場合	(2) (1)以外の建築物の申請の場合	<p>(イ) 住宅部分</p> <p>当該部分の床面積の合計が<b>五千平方メートル</b>以上のもの (ケース③) 五万七千円</p> <p>(ロ) 非住宅部分</p> <p>当該部分の床面積の合計が<b>一万平方メートル</b>以上<b>二万五千平方メートル</b>未満のもの (ケース②、③、⑤) 十二万三千円</p>
変更認定の申請のとき。			

## 備考

九 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、**申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。**

十 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、**当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。**ただし、当該変更において、**他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の三の部三の項の規定により算出した額とする。**